所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告はお早めに

〇 申告はお早めに

今年の所得税・住民税の申告期限は、3月15日(金)です。

また、個人事業者で平成28年中の課税売上高が1,000万円を超える方などは、平成30年分の消費税・地方消費税の確定申告書を税務署に提出し、納税する必要があり、4月1日(月)が申告期限となります。

お早めに申告してくださるようお願いします。

〇 インターネットで確定申告ができます

国税については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、 ご自宅のパソコンやスマートフォンなどで確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は印刷して郵送等により提出することができるほか、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して、自宅などで申告・納税の手続がインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、確定申告書等作成コーナー (国税庁ホームページ)

https://www.keisan.nta.go.jp/

e-Tax ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp/ をご覧ください。

O ID・パスワード方式での申告

e-Tax を利用して申告書を提出するにはマイナンバーカードと IC カードリーダライタが必要でしたが、この度、マイナンバーカードと IC カードリーダライタをお持ちでない方でも、税務署が発行する ID とパスワードがあれば、申告書を e-Tax を使ってデータ送信できるようになりました。

ID とパスワードの発行を希望される方は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署の総合窓口をお訪ねください。

○ 確定申告書等へのマイナンバーの記載等

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要となります。 詳しくは、国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/info-mynumber1.htmをご覧ください。